

平成23年度第3回 文京区景観審議会会議録

日時：平成23年12月13日（火）

午後2：00～4：43

場所：文京シビックセンター

24階 区議会第1委員会室

文京区都市計画部計画調整課

○**中村幹事** それでは、定刻となりましたので、本年度第3回景観審議会を開会させていただきます。

本日の審議会はお手元の次第でございますように、「第11回 文の京 都市景観賞」の表彰式を行い、途中休憩を挟みまして、本日の議題となっております「(仮称)文京区景観計画骨子(案)」等についてご審議いただきたいと思います。

それでは、準備が整ったようでございますので、これより受賞者の方々が入場されます。皆様拍手でお迎えください。(拍手)

(受賞者入場)

○**中村幹事** ただいまから、平成23年度第3回文京区景観審議会を開会させていただきます。

本日は、お忙しい中、本審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私は、本審議会の事務局を担当しております都市計画部計画調整課長の中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日はCATVの収録を行っておりますので、ご了承ください。

これより、「第11回 文の京 都市景観賞表彰式」を始めさせていただきます。

表彰式の開催に当たりまして、瀧副区長よりごあいさつを申し上げます。副区長、よろしく願いいたします。

○**瀧副区長** 皆様、こんにちは。瀧でございます。よろしくお願いいたします。

本来でありますれば成澤区長がごあいさつすべきところでございますけれども、所用のため欠席となりますので、私がかかわって出席しております。

改めまして、このたび「文の京 都市景観賞」を受賞されます皆様、まことにおめでとうございます。

都市景観賞も第11回目を迎えまして、文京区を特徴づける「まちの魅力」を区民だけでなく区外にお住いの方々にまで認識していただくことができる大変貴重な機会として、多くの方々から応募をいただいております。

今回の受賞物件は、いずれも文の京がもつ「まちの魅力」を象徴するものであり、これらを生かしたまちづくりを今後とも行うことが文京区の価値を高めることにつながるものと考えております。

本日、受賞される皆様は、この「まちの魅力」を守り、引き継ぎ、つくり出していく上で大いに貢献をいただいております。引き続き、まちづくりの推進にご協力いただ

きたいと思っております。

結びになりますけれども、審査に当たりまして岸田会長をはじめ景観審議会の委員の皆様方には、表彰物件の選定のために分科会を設置いただくなど、書類審査から現地調査まで精力的に取り組んでいただきました。委員の皆様のご尽力により、今回もすばらしい景観賞が選考できたことを心から感謝申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○中村幹事 ありがとうございました。

それでは、表彰状及び記念品を授与させていただきます。お名前を呼ばれた方は前にお進みください。

最初に、ふるさと景観賞を表彰いたします。この賞は、区民に身近なものとして親しまれ、心のふるさととして景観形成に貢献しているものを表彰するものでございます。

今回、ふるさと景観賞は2件でございます。はじめに、「東大銀杏並木と安田講堂」でございます。こちらの物件につきましては、イチョウ並木がつくり出す奥行きのある空間とその先にたたずむ安田講堂が、潤いと格調高い文化の香りを漂わせる景観を形成し、文の京の景観づくりに貢献しており、選定されたものでございます。

受賞者は、国立大学法人東京大学の江川様と、推薦をされた今井様でございます。どうぞ前にお進みください。

副区長、お願いいたします。

○瀧副区長 表彰状 文の京 都市景観賞 ふるさと景観賞「東大銀杏並木と安田講堂」国立大学法人東京大学総長 濱田純一様。

イチョウ並木がつくり出す奥行きのある空間とその先にたたずむ安田講堂が、潤いと格調高い文化の香りを漂わせる景観を形成し、文の京の景観づくりに貢献しています。よって、ここに表彰します。

平成23年12月13日 文京区長 成瀬廣修。

おめでとうございます。（拍手）

表彰状 文の京 都市景観賞 ふるさと景観賞「東大銀杏並木と安田講堂」今井賢吾様。

あなたが推薦された「東大銀杏並木と安田講堂」は、文の京 都市景観賞 ふるさと景観賞に認められました。よって、ここに表彰します。

平成23年12月13日 文京区長 成瀬廣修。

おめでとうございます。（拍手）

○中村幹事 お席にお戻りください。

続きまして、同じくふるさと景観賞の「鑑（あぶみ）坂」でございます。こちらの物件につきましては、湾曲した特徴のある坂道は、石積みや豊かな緑、文人の旧居跡などが醸し出す雰囲気相まって、歴史的な風情のある坂として人々に親しまれ、「坂のまち文京」の景観づくりに貢献しており、選定されたものでございます。

広くお知らせをする意味合いを踏まえまして、プレートを設置いたしますが、区道であることから管理者の表彰は行いません。

受賞者は、推薦をされた渡辺様でございます。渡辺様、どうぞ前にお進みください。

○瀧副区長 表彰状 文の京 都市景観賞 ふるさと景観賞「鑑（あぶみ）坂」渡辺克之様。

あなたが推薦された「鑑（あぶみ）坂」は、文の京 都市景観賞 ふるさと景観賞に認められました。よって、ここに表彰します。

平成23年12月13日 文京区長 成瀬廣修。

おめでとうございます。（拍手）

○中村幹事 お席にお戻りください。

続きまして、景観づくり活動賞を表彰いたします。この賞は、美しいまちづくりに貢献している住民及び団体の活動を表彰するものでございます。

景観づくり活動賞は「変化朝顔展示会」でございます。こちらの物件につきましては、文京朝顔・ほおずき市実行委員会が運営する変化朝顔展示会は、育て方講習会や里親の募集など、未来につながるユニークな活動を行っており、文の京の景観づくりに貢献しており、選定されたものでございます。

受賞者は、文京朝顔・ほおずき市実行委員会の鷹田様と、推薦されました大津様でございます。どうぞ前にお進みください。

○瀧副区長 表彰状 文の京 都市景観賞 景観づくり活動賞「変化朝顔展示会」文京朝顔・ほおずき市実行委員会様。

貴会が運営している「変化朝顔展示会」は、育て方講習会や里親の募集など、未来につながるユニークな活動を行っており、文の京の景観づくりに貢献しています。よって、ここに表彰します。

平成23年12月13日 文京区長 成瀬廣修。

おめでとうございます。（拍手）

表彰状 文の京 都市景観賞 景観づくり活動賞「変化朝顔展示会」大津弥恵子様。

あなたが推薦された「変化朝顔展示会」は、文の京 都市景観賞 景観づくり活動賞に認められました。よって、ここに表彰します。

平成23年12月13日 文京区長 成瀬廣修。

おめでとうございます。（拍手）

○中村幹事 では、お席にお戻りください。

続きまして、景観広告賞を表彰いたします。この賞は、周辺環境に配慮し、及び調和しているすぐれた屋外広告物を表彰するものでございます。

景観広告賞は、「菊見せんべい総本店」でございます。こちらの物件につきましては、個性的な丸看板は谷根千地区の歴史的な景観に配慮した店構えと相まって、歴史の重みと落ち着いた雰囲気を醸し出し、文の京の景観づくりに貢献しており、選定されたものです。

受賞者は、有限会社菊見せんべい総本店の天野様と、推薦されました木谷様でございます。どうぞ前にお進みください。

○瀧副区長 表彰状 文の京 都市景観賞 景観広告賞「菊見せんべい総本店」有限会社菊見せんべい総本店代表取締役天野善之様。

個性的な丸看板は谷根千地区の歴史的な店構えと相まって、歴史の重みと落ち着いた雰囲気を醸し出し、文の京の景観づくりに貢献しています。よって、ここに表彰します。

平成23年12月13日 文京区長 成瀬廣修。

おめでとうございます。（拍手）

表彰状 文の京 都市景観賞 景観広告賞「菊見せんべい総本店」木谷守宏様。

あなたが推薦された「菊見せんべい総本店」は、文の京 都市景観賞 景観広告賞に認められました。よって、ここに表彰します。

平成23年12月13日 文京区長 成瀬廣修。

おめでとうございます。（拍手）

○中村幹事 では、お席にお戻りください。

受賞された皆様、改めましておめでとうございます。

それでは、ここで、受賞された方々から受賞の感想などをちょうだいしたいと思います。

す。

はじめに、江川様、お願いいたします。

○江川氏 江川でございます。このたびは「文の京 都市景観賞」をいただきまして、まことにありがとうございました。東京大学を代表してお礼を申し上げます。

受賞の対象となりました東大のイチョウ並木と安田講堂は、観光客の皆さんにも、あるいは地域の皆さんにも非常に親しまれている、東京大学の顔となっている景観でございます。明治36年に当時の濱尾総長の発案で、植物園のイチョウを移植してつくられたものと聞いております。

東京大学では地域連携に力を入れておりまして、今年の7月には社会連携部を設けました。また、来年の4月には赤門のわきに地域連携の拠点として伊藤国際学術研究センターというのができ上がります。また、現在、小石川植物園の外側の塀の修理を文京区との共同事業で進めております。

こういう形で地域の皆様との連携をさらに図って、そして皆様に愛していただけるキャンパスにしていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

今日はほんとうにありがとうございました。（拍手）

○中村幹事 続きまして、今井様、お願いいたします。

○今井氏 今井でございます。大変ありがとうございました。

生まれも育ちも駒込富士前町でございまして、今は住まいは違うんですけども、どうしても文京のことが気になってしまう一人だと思っています。

写真を撮るのが趣味であちこち歩いているんですが、文京のところ、昔の風景とは大きく変わっているところもあります。そうしたところも、残っているところは残しておくような形で写真も撮りたいと思いますし、新しいところでも文京のシンボルとして認めもらえるようなところであれば、これからも写真を撮っていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今日は大変ありがとうございました。（拍手）

○中村幹事 続きまして、渡辺様、お願いいたします。

○渡辺氏 渡辺と申します。今回は賞をいただき、ほんとうにありがとうございました。

私が投稿した「鐙（あぶみ）坂」は、もちろん皆さんご存じのように昔の屋敷の雰囲気を感じられる場所で、仕事柄、どうしてもあそこの坂をよく通りますので、とにかく投稿したかったなど。それでこんなたくさんの方の前であいさつができて、とても幸せ

です。

たくさんある文京区のこういった坂は、たたずまいがとても大切だと思うんですね。将来的にたくさん残していただけたらと心から思っております。

本日はどうもありがとうございました。（拍手）

○中村幹事 続きまして、鷹田様、お願いいたします。

○鷹田氏 文京朝顔・ほおずき市の実行委員長の鷹田でございます。今回は景観づくり活動賞と思ってもいない賞をいただきまして、ありがとうございます。

私たちの朝顔・ほおずき市は、もう20数年、文京朝顔・ほおずき市として伝通院で朝顔、それから「こんにやくえんま」の源覚寺でほおずきを売って、初めは仕入れして売って売って、乾杯、万歳とやっていたんですけれども、だんだん朝顔ってどうなっているんだろうということから考えまして、朝顔は大体もう古くから来ているんですが、薬剤として使われていたんですね。江戸時代の後半になって初めて、花もきれいじゃないかというので、だんだん大店の旦那方が得意になってやった。

それで、私どもも朝顔・ほおずき市を始める30年近く前には、朝顔を文京区でやりたいんだけどと言ったら、朝顔は1店が押さえていてその人を通さなければ我々はお出せないと言っていたのを、私どもの役員たちが頑張らして、文京区だけの朝顔を草加でつくらせております。年々いい朝顔が咲くんでございますけれども、7月の上旬に合わせて咲いていますが、ほんとうは秋のものなんですね。

それで、変化朝顔に手を出したのはおとし、その前からで、朝顔っていうのは江戸時代からあるけれどもどう変わっているんだろうと考えました。これは、私どものほおずき市の事業部長をやっています八千代町、ウエダ会長と、あと変化朝顔に取りつかれまして一生懸命になっている春日町3丁目町会長の杉田さんが、自分のところの屋上に80鉢も置いて変化朝顔をやっていたんですけれども、ほとんど咲かないんですね。今度はたまたま、まるっきり菊じゃないかという朝顔が咲きまして、これはおもしろいというんで種をとって、今年になったら元の、昔返りっていうんですか、ほんとうの朝顔になっちゃって、何にも変わってないじゃないかと。

そういう意味で、私がこんなところで賞をいただくのはおこがましいので、ウエダ君と杉田君にほんとうに心からありがとうございますと言って、今回はほんとうにありがとうございました。（拍手）

○中村幹事 続きまして、大津様、お願いいたします。

○大津氏 大津弥恵子と申します。このたびはすばらしい賞の受賞、ありがとうございます。
ます。

小学生のころに夏休みの宿題で朝顔を育てるというのがありましたけれども、その朝顔とは全く違った形をしております、変わった花や葉っぱを有しております、その展示会が今年の夏、善光寺でありました。

私の姉が春日に住んでおりますので、1人で散歩がてら善光寺に行ってその展示会を見て非常に感激いたしまして、その感動を1枚の写真におさめたんですけども、まさかこのようなすばらしい賞を受賞できるとは思っておりませんでしたので、受賞のご連絡をいただいたときには非常に驚きました。今日はほんとうにとてもうれしくて、いい日です。

どうもありがとうございました。（拍手）

○中村幹事 続きまして、天野様、お願いいたします。

○天野氏 菊見せんべいの天野と申します。このたびは大変すばらしい賞をいただきまして、特に推薦者の木谷様にお礼を申し上げます。ありがとうございます。それから、関係者の皆様もほんとうにありがとうございました。お礼申し上げます。

当店は谷根千という下町のエリアにありまして、変わらないことが一番いいことなんじゃないかというのをコンセプトにずっと商売を続けてまいりました。気づいてみるともう130年以上続いていることになります。

これからも変わらないことがすごく輝いていくことというような感じで、このまま店を続けていければと、この賞に負けなくらいこれからも努力していきたいと思えます。

ほんとうにこのたびはありがとうございました。（拍手）

○中村幹事 続きまして、木谷様、お願いいたします。

○木谷氏 木谷と申します。

私は広告のあれを調べるのに自転車であちこち文京区内を回りまして、前々から気になったせんべい店がある、すばらしい、ユニークでデザインが丸いあれで素敵だなと思ったので、まずお店の人に断わりまして、おかみさんに応募するのを断りしてから撮影させていただきました。

あそこは瓦の上にちょうど丸い看板がありまして、坂の途中から上のほうはほとんどがお寺なんですね。すぐ上に隣の区の小学校があるんですけども、瓦のデザインで、お寺風にデザインされた小学校になっていますので、それとバランスがとれるような道

になっていて、素晴らしいせんべい店だと思っています。それで応募させていただきました。

本日は立派な賞をいただきまして、ありがとうございます。（拍手）

○中村幹事 ありがとうございます。

続きまして、都市景観賞の選考・審査をいただきました景観審議会会長から総評を兼ねてごあいさつをお願いいたします。岸田会長、よろしくお願いいたします。

○岸田会長 受賞者の皆様、今日はおめでとうございます。景観審議会の会長の岸田です。

今回の「文の京 都市景観賞」、応募件数は総数で100件ありました。100件の中から晴れて5件、大変厳しい競争の中で選ばれたものです。おめでとうございます。

総評を兼ねて簡単に感想を申し上げます。

その前に、今回11回目の賞になるんですが、実は部門としては景観創造賞、それからふるさと景観賞、景観づくり活動賞に最後は景観広告賞と4部門あるんですが、今回、残念ながら景観創造賞、主に新しくつくられたものは該当がなかったということでございます。

それで、いずれの賞を受けられた場所も、文京区の、つまり歴史と文化といったらいいんですかね、長い歴史を刻んでいるこの区の特徴をよくあらわしているものだと思います。実は、私が所属する職場がたまたま今回、賞の対象になっております。イチョウ並木と安田講堂の景観ですね。これはおそらく文京区だけではなくて、日本全体にとっても一つの文化的な景観になっていると思います。

ただ、ほかの燈坂、あるいは変化朝顔の展示会、それと菊見せんべい総本店はいずれも、東大も含めて共通点があると思いました。それは文京区にお住まいの方々、あるいは文京区に来られる方々も含めて、生活にきちっと根ざしている、生活の中で皆さん楽しめるような場所が選ばれたのではないかと思います。賞の趣旨から言いますと、実にいずれも、ほんとうにこれ以上はないというものだと思います。

簡単ですが、これでごあいさつとさせていただきます。

○中村幹事 ありがとうございます。

本日表彰いたしました都市景観賞につきましては、区報「ぶんきょう」1月25日号に掲載する予定でございます。それに合わせまして、ホームページにも1月25日から掲載をいたします。また、本日録画いたしましたCATVにつきましては、1月23日

から27日まで放送予定をしております。さらに、シビックセンターの地下2階、エントランスホール通路に、今回の表彰物件の写真を1月25日から2週間展示する予定でございます。また、25日から29日にかけての4日間につきましては、第1回から第10回の都市景観賞の受賞物件の写真のパネル展示を行う予定にしております。皆様、どうぞお立ち寄りください。

なお、リーフレットにつきましては、各区等に配布するとともに窓口に備えつけ、PRを図ってまいります。

最後になりますが、ここで記念写真の撮影を行いたいと思います。椅子を移動いたしますので、受賞者の方はお立ちください。

副区長と岸田会長も受賞席の前列中央をお願いいたします。

(記念写真撮影)

○中村幹事 これで「第11回 文の京 都市景観賞」表彰式はお開きとさせていただきます。受賞者の皆様、本日はお忙しいところご出席いただきまして、まことにありがとうございました。これからも文京区の景観づくりにご尽力賜りますよう、お願い申し上げます。

受賞者の皆様にもう一度盛大な拍手をお願いいたします。(拍手)

それでは退席をお願いします。

(受賞者退場)

○中村幹事 審議会でございますが、休憩を入れまして14時40分から開会いたします。よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

(休 憩)

○中村幹事 それでは、景観賞に引き続きまして景観審議会を再開させていただきます。

なお、副区長は所用のため退席させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

まず初めに、お手元の資料を確認させていただきます。あらかじめお送りしておりますように、次第から始まりまして座席表、委員名簿、資料第1号から第3号、及び参考資料第1号から第5号となっております。本日お持ちでない方がいらっしゃいましたら、事務局のほうに予備がございますのでお知らせください。よろしいでしょうか。

次に、委員の出欠状況につきましてご報告いたします。上田委員が今、こちらに向か

っているということでございます。

会場のマイクの使用方法でございますけれども、お手元のスイッチを押してからご発言いただき、終了いたしましたらスイッチをお切りいただきたいと思います。

これからの進行は、岸田会長にお願いすることといたします。岸田会長、よろしくお願ひいたします。

○岸田会長 それでは、これより審議を始めたいと思います。今、3時40分を少し回ったところですが、今日は短めですが4時半を目途に審議をしていきたいと思います。ご協力をお願いいたします。

今日の議題は、次第にありますとおり、最初に「(仮称)文京区景観計画骨子(案)について」、及び2、「景観形成重点地区の選定について」の2点でございます。それぞれ関連を持っておりますので、初めに事務局から内容のご説明をお願いしたいと思います。

○中村幹事 それではまず、資料第1号、「(仮称)文京区景観計画骨子(案)」をごらんください。この骨子案につきましては、本日お配りしております参考資料第1号の「景観に関する基礎調査」、5地区で委員会を行いました区民との意見交換会でのご意見、また清水先生に委員長をお願いしております景観計画検討委員会での2回のご審議を踏まえて作成をしたものでございます。

まず、表紙をおめくりいただきますと、骨子案の構成をお示ししております。前回の景観審議会の資料第2号において、景観計画に定める事項につきましては景観法において義務づけられていること、また、景観計画に定める事項とその検討方向性についてお示しをしたところでございます。それらに基づいて章立てをしております。

このうち第4章「公共施設における先導的な景観づくり」につきましては、検討委員会の中で、公共施設のあり方については今後、区としてどう考えていくのか、また学校など公的な主体が一生懸命やる仕掛けという視点も必要であるといったご意見もあったことから、新たに設けた章でございます。

章立てといたしましては、「はじめに」、第1章から第7章という形になっております。

「はじめに」のところでは、文京区が目指す良好な景観、また景観計画策定の背景や景観行政団体の意義についてお示ししております。

また、第1章「文京区の景観の特性」のところでは、参考資料第1号の「景観に関する

る基礎調査」を行うことによりまして、地形、歴史・文化から活動といった7つの景観特性を抽出し、それぞれの特徴、課題を整理しております。

次に、第2章「景観づくりの目標と基本方針」のところでは、前回の景観審議会の資料第2号でお示ししております点との方向性をベースにしながら、景観づくりの目標や基本方針をまとめております。

次に、第3章の「良好な景観づくりのための景観形成基準」では、行為の制限として建築物との配置、形態・意匠などについて、具体的な景観形成基準を定めていくとしております。この中で、一般基準、景観特性基準、地区限定基準といったまとめ方をしております。

それから、第4章は、先ほど申し上げましたけれども新たに設けた章でございます、公共施設の景観形成への先導的な役割や景観づくりの方針、また景観重要公共施設の整備についてまとめております。

第5章「景観資源の保全」のところでは、景観重要建造物や景観重要樹木の指定方針についてまとめております。

以下、景観ガイドラインの内容を反映した第6章「屋外広告物の表示等に関する方針」。区民、事業者との役割や、区民1人1人が行う景観づくりを支援する仕組みを示しました第7章「景観形成の推進」というふうにまとめております。

そして、最後に資料編といたしまして、「景観特性基準が適用される場所」を示しております。

それでは、1ページをごらんください。「はじめに」のところでは、本計画における景観のとらえ方について記載しております。景観は日ごろ目にする町の様子や風景であり、その背景にある歴史や文化を積み重ねることによって作り上げてきたものであること。また、公園で子供たちが楽しく遊ぶ姿や、駅前、商店街で多くの人が集い、にぎわう姿などといった人々の活動や営みも景観の中に含まれていると考えてございます。

このことから、文京区が目指す良好な景観とは、だれもが心地よさを感じることができ町並みであり、区内にある多くの貴重な資産を守り、引き継ぎ、つくっていくことが必要であると考えております。

そのため、区民、事業者、区がそれぞれの役割を果たし、共同で取り組み、区民等が地域に愛着と誇りを持ち、生き生きと暮らせるまちづくりを推進していく方策として、この文京区景観計画を策定するものでございます。

次に、2ページから3ページをごらんください。前回の景観審議会の資料第1号の内容を反映しております。また、3ページ(5)「景観計画の位置付け」につきましては、上位計画であります基本構想や都市マスタープラン、また東京都景観計画を引き継ぐことについて、新たに関係図をお示ししております。

次、5ページをお願いいたします。第1章「文京区の景観の特性」についてでございます。参考資料第1号でお示ししております基礎調査に基づいて抽出された景観特性といたしまして、(1)地形、(2)歴史・文化から(7)活動まで7項目挙げております。

そして、ここでは景観特性につきまして基礎調査の4ページから29ページにかけて記載しております景観特性の特徴、課題について、意見交換会での意見を反映させながら、6ページから24ページにかけてまとめているものでございます。

例えば、6ページでございますけれども、(1)地形、「起伏に富んだ地形を象徴する坂道」のところでは、景観特徴といたしまして「高低差によって変化する景観」「歴史を感じさせる建物、斜面や擁壁の緑」「アイストップ」といったことについて。また、景観形成上の課題といたしましては、7ページ、四角で囲ってございますけれども、圧迫感を感じさせる擁壁や周辺の町並みと調和していない路面の色彩といったようにまとめております。

それから、7ページの(2)歴史・文化といたしまして、「地域の景観と基礎となる歴史的資産」のところでは、景観の特徴といたしまして「歴史を象徴する大名庭園や寺社仏閣の景観」や「生活の中に息づく歴史の面影」、8ページにまいりまして「門、塀などがつくるまち並み」「歴史的建造物の敷地内の緑」といったことについて記載しております。

また、課題といたしましては、歴史的建造物のたたずまいと調和していない意匠の建物とか、けばけばしい色彩の屋外広告物などが見られるというふうにもまとめております。

10ページでございますけれども、(3)まちのまとまり、「個性溢れるまちのまとまり」のところでは、江戸時代からの町並みを継承した良好な低層住宅地や下町、印刷・製本関連の事業所が集積するなど、個性あふれる町並み景観をつくり出しているという景観の特徴から、「歴史・文化に培われた風格ある住宅地」として、「江戸・明治の町割りを継承した道路・街区構成」、また「歴史の趣を感じさせる住宅地」、11ページに行きますと「緑豊かな住宅地景観」といったようにまとめてございます。

また、一方では圧迫感や閉鎖的な印象を与える塀があったり、また駐車場による町並みの連続性が分断しているといったこと、また多様な形態意匠の住宅が立地していることを入れまして、統一感のある町並みが形成されていない状況があるといった景観形成上の課題も挙げております。

続きまして、12ページになります。「江戸時代の町割りを引き継ぐ下町」、また13ページでは「地場産業が集積したまち」「寺社が集まる寺町」と、15ページでは「賑わいのある商店街」といったようにまとめております。

17ページになりますと、(4)骨格、「都市の骨格をつくる軸」といたしまして、幹線道路や河川のような帯状の景観も都市景観の重要な要素ととらえております。「軸となる景観を形成する幹線道路」では、音羽通りのような「見通しのきく景観」や「ランドマークを望む眺望」、18ページでは区内で唯一水面が見られる「神田川の自然を強く認識できる景観」、それから19ページでは「川沿いの緑」として景観の特徴を挙げております。

19ページから21ページにかけては、(5)拠点といたしまして「特徴的なまちかど」について。21ページから23ページにかけては、(6)緑、「大規模な緑のまとまり」とか「憩いの空間となる公園」について記載をしております。

それから、24ページでは、そういった目に見えるもの以外での(7)活動、「人の活動」といたしまして、「区民等による公共空間の清潔な景観の維持・創出」、また「敷地前面を利用した花等によるまち並みの演出」といったものを景観の特徴として挙げております。

続きまして、25ページでございます。第2章「景観づくりの目標と基本方針」でございます。起伏に富んだ地形を象徴する坂道や歴史的な資産、寺町や下町といった個性あふれる町のまとまりを文京区の景観特性が相まって存在することで文京区らしい景観が形成されていることから、景観特性の1つ1つを生かしたきめ細かな景観形成を推進していくことが文京区らしい景観づくりにつながると考えております。

したがって、本計画では文京区が持つこうした多様な景観特性を生かすことを、文京区の景観づくりの基本的な考え方といたします。

26ページをごらんください。「景観づくりの目標」につきましては、現行の景観基本計画で位置づけております、「『坂』と『緑』と『史跡』をつなぎ、快適でさわやかなまちづくり」から、改定都市マスタープランに掲げております、協働で次世代に引き

継ぐ安全で快適な魅力あふれるまちづくりを取り入れまして、「～協働で取り組む～『坂』と『緑』と『史跡』をつなぎ、文京区らしい魅力溢れる景観づくり」というふうにしたいと考えております。

さらに、この目標の実現に当たりまして3つの柱をお示ししております。まず、坂、緑、史跡などの景観特性が相まって構成している文京区らしさを守り、引き継ぎ、つくる。2つ目は、意見交換会の中で出された意見でございますけれども、「だれもが快適に暮らせるまちづくりが良好な景観づくりにつながる」。そのためにコミュニティづくりの視点を大切にしながら取り組んでいくと。そして、これらを具体的に進めていくに当たっては、区民、事業者、区の協働により景観づくりを進めていくことが必要であるとまとめております。

次、27ページをごらんください。「景観づくりの基本方針」といたしまして、7つの景観特性と景観形成の基本方針の関係をお示ししております。基本方針の1から5につきましても、現行の景観基本計画の内容を基本として引き継いでおります。

基本方針1といたしまして、「起伏に富んだ地形が誘起する風景の魅力を高める」。基本方針2では、「歴史あるまちの記憶を呼び起こす風景を大切にする」。基本方針3では、「まちのまとまりがつくる風景の個性を尊重する」。基本方針4では、「文京区ならではの風景像を支える骨格の個性を生かす」。基本方針5では、「自然環境を保全し、人にやさしい環境を整える」としております。

また、基本方針の6、7、8につきましても、基礎調査、意見交換会や検討委員会のご意見を踏まえまして新たに加えたものでございます。基本方針6では、「拠点の特性を生かし、地域の顔となる景観をつくる」。基本方針7では、「多様な緑を生かし、潤いのある景観をつくる」。基本方針8では、「人々の活動や営みの姿が映える景観づくりを進める」というようにまとめてございます。

以下、28ページから35ページにかけて、それぞれの基本方針ごとに、その基本方針を実現化するための目標をまとめてございます。順次ごらんください。

次、37ページをお願いいたします。第3章「良好な景観づくりのための景観形成基準」でございます。

まず、景観形成基準の考え方でございます。景観づくりの目標や基本方針を実現するためには、建築物や工作物を計画する際に周辺の町並みや歴史・文化を踏まえた上で、周辺の景観との調和を意識するとともに貢献する計画とすることが必要であることから、

良好な景観形成に配慮すべき事項を示した景観形成基準を定めたいと考えております。

ただし、この基準は建物の高さを何メートルにするといった具体的な数値を示すものではなく、高さは周辺の建築物群のスカイラインとの調和を図るといった周辺への配慮を主眼とした内容を基本としたいと考えております。

また、基準につきましては、前回の景観審議会の資料第2号の2ページでお示ししていますように、区内全域で守るべき基本的な事項を示した「一般基準」、景観特性を守り生かすために特に配慮すべき事項を示しました「景観特性基準」、それから、特定の地区において地区固有の資源や特性に応じた良好な景観特性を推進するためのきめ細かな配慮事項を示した「地区限定基準」といったものを定めることとしております。そして、これら3段階の基準により、特徴あるきめ細かい景観形成を図ってまいります。

次、38ページをごらんください。一般基準についてお示ししてございます。区内全域に共通する基本的な景観形成基準として、現行の区の景観ガイドラインや東京都景観計画の内容を引き継いでいきます。

また、景観形成につきましては、個人の敷地に建つ建物であっても、道路等の公共空間から見える部分につきましては、周辺の町並みに配慮し、貢献する計画とすることが必要であることから、「調和のとれた市街地景観をつくる」「地域の個性を尊重した景観をつくる」「心地良い空間をつくる」といった3つの景観形成の方向性をお示ししております。

景観に配慮すべき事項といたしましては、表の3-1にありますように、配置、高さ・規模、形態・意匠などについて基準を定めるとともに、景観への影響が大きい大規模な建築物につきましても、より積極的な景観への貢献を求めていきたいと考えております。

次、39ページをお願いいたします。景観特性基準についてお示ししてございます。景観特性基準と景観形成の方向性につきましては、基礎調査、意見交換会や検討委員会の中でご意見を反映したもので整理しております。

例えば、「坂道」のところですと、景観形成の方向性といたしまして、擁壁の意匠や素材などの配慮による圧迫感の軽減。それから、坂道の勾配を意識させるような工夫や緑化。また、「歴史的資産」のところでは、歴史的資産からの見え方や歴史的資産との調和に配慮していく。

また、「まちのまとまり」のところでは、低層住宅地につきましては塀による圧迫感

を軽減させるように接道部に緑を増やす。また、寺町では寺社とのつながりを大切に、寺社のたたずまいを町並みに生かしていく。下町では路地や植木、格子戸など下町らしさを象徴する町並み景観を引き継ぐといったことなど、それぞれ景観形成の方向性についてお示ししております。

また、この景観形成基準の具体的な内容につきましては、ここでお示ししている内容、方向性をもとに来年度以降、素案を検討する際にお示ししたいと考えてございます。

次、40ページをごらんください。

基準が重複する場所における考え方といたしまして、建物を建設する敷地が幹線道路、坂道や公園といった景観特性に隣接する場合には、すべての景観形成基準を満足しなければならないといったことをお示ししております。

次、41ページをお願いいたします。地区限定基準についてお示ししてございます。

東京都から引き継ぐ「神田川経験基本軸」、小石川後樂園や六義園などの文化財庭園等、景観形成特別地区に加えまして、区独自の基準として特に良好な景観形成を重点的に推進する地区として景観形成重点地区を指定し、基準を定めていきたいと考えております。

景観形成重点地区につきましては、今後、ワークショップなど地区住民との協働によって基準を検討するとともに、順次、新たな地区を指定し、きめ細かな景観形成を推進していきたいと考えております。

続きまして、42ページをごらんください。先ほど40ページでご説明した基準が重複する場所における考え方について、その概念図を示しております。ベースとなる一般基準に対して、景観特性基準、また地区限定基準といったものが積層して加わってくるといったものをお示ししております。

続いて、43ページをお願いいたします。届け出制度による規制・誘導については、現在、景観条例で定めている届け出の対象となる敷地面積や延べ床面積を引き下げ、対象を拡大することで景観アドバイザーを活用した助言・指導によって、さらにきめ細かな景観形成を図っていきたいと考えております。

続いて、45ページをごらんください。第4章「公共施設における先導的な景観づくり」でございます。

公共施設の種類につきましては、表の4-1にありますように、区役所や学校などの建築物から公園、道路、河川といったインフラ的なものまで含めて広く位置づけをして

ございます。

こうした公共施設は都市の基盤となるだけでなく、多くの人々が利用するものであるため、景観上も重要な要素となっていることから、国と区が先導的に景観形成を推進し、他の模範となる景観を創出するための方針を定めていきます。

また、(3) 景観重要公共施設につきましては、景観法の中で位置づけられておりまして、公園、道路、河川と定められております。景観上重要な公共建築物につきましては、景観重要建造物と位置をさせていただきます。

次、46ページをお願いいたします。第5章「景観資源の保全」についてお示ししてございます。ここでは、地域の景観の核となるような景観上重要な建造物や工作物、また景観上重要な樹木の指定に当たりましては、所有者の意向を踏まえながら指定していくことを検討してまいります。

次、47ページをお願いいたします。第6章「屋外広告物の表示等に関する方針」のところでは、現在、屋外広告物の指導・誘導を行っている「文京区屋外広告物景観ガイドライン」の内容を計画に反映させていきます。

また、第7章「景観形成の推進」のところでは、その基本的な考え方として区民、事業者、区がそれぞれの役割を果たし、景観づくりにかかわるさまざまな取り組みを複合的に積み重ね、実践していくことが重要であること、そしてその実現に向けましては、景観アドバイザーを活用した届け出制度を引き続き実施するとともに、変更届等のないものに対する注意や建築等の完了時の現地確認などを行うことによって、良好な町並み景観の形成を推進していきたいと考えております。

また、区民1人1人が行う景観づくりを支援する仕組みなどにつきましても、意見交換会での意見を参考にしながら、今後、検討をしていきます。

長くなりましたが、資料第1号につきましては以上でございます。

続きまして、資料第2号、「(仮称) 文京区景観計画における境界の考え方について」をごらんください。

現行の景観基本計画におきましては、区内に19の境界を定めて、その境界ごとに景観形成を図っていく考え方を示しております。これに対しまして、今回策定する景観計画につきましては、第3章でご説明したとおり、区内全域で守るべき基本的な事項を示しました「一般基準」、景観特性を守り生かすために特に配慮すべき事項を示した「景観特性基準」、それから特定の地区において地区固有の資源や特性に応じた良好な景観

形成を推進するためのきめ細かな配慮事項を示した「地区限定基準」を定めまして、これら3段階の基準により、特徴あるきめ細かい景観形成を図っていくという新たな考え方をお示ししております。

19 界限につきましては、文京区の起伏に富んだ地形を巧みに生かした土地の使い分けや、都市マスタープランにおける地域区分に配慮して設けたものでございます。しかしながら、その中で「寺町」「下町」、あるいは小日向や西片といった「低層住宅地」のように界限としての景観特性が明らかなものもあれば、坂、史跡があるものの必ずしも界限としてまとめるといった景観特性が明らかでないものも含まれていることから、今回新たに策定する景観計画におきましては、界限という考え方を改め、景観特性による景観形成の考え方に移行したいと考えております。

例えば、本郷・湯島界限の場合につきましては、歴史的資産である湯島聖堂あたりから春日交差点までが含まれてございますが、春日交差点のあたりはむしろ西側の都心界限に近いこともあります。必ずしも界限の設定が町でまとめるといったものを明確にしているわけではないといったことから、景観計画におきましては坂道、歴史、町のまとまりといったような景観特性による景観形成を図っていきたいと考えてございます。

資料第2号につきましては以上でございます。

次に、資料第3号、景観形成重点地区の候補地区についてをごらんください。

景観形成重点地区の選定に当たりましては、都市マスタープランや個別計画の位置づけがあるもの、景観特性が見られるものといった客観的な指標に基づきまして選定し、さらに地区住民のまちづくりへの意識・関心が高い地区に該当する地区を候補地区としてお示ししております。

1枚めくっていただきまして、A3横長の2ページと3ページをごらんください。

検討委員会におきまして、候補地として1の「播磨坂沿道」、2の「音羽通り沿道」、3の「伝通院と参道周辺」から、3ページの12、「春日・後樂園駅前地区」まで12の地区についてご審議をいただいた結果、網掛けでお示ししております3つの候補地区が選定されました。3の「伝通院と参道周辺」、5番の「根津②根津の下町情緒が色濃く残る住宅地」、それから7番、「千駄木①団子坂周辺」ということをごさいました。

4ページ以降につきましては、各候補地区を参考に地図上でお示ししております。5ページ以降につきましては、各候補地区の表でございまして、見開きで左側に地区の概要、景観・特性に対する考え方、右側に地区のおおむねの範囲といったものをお示し

ております。

本日の景観審議会におきましては、この3つの中から1地区を重点地区に選定していただきたく、お願いいたします。

資料第3号につきましては以上でございます。

続きまして、参考資料第1号、「景観に関する基礎調査」をごらんください。

表紙をおめくりいただいて1ページ目、基礎調査の目的と方法についてでございます。調査目的として5点挙げております。

まず、都市マスタープラン及び景観基本計画をもとにして、地形や歴史・文化といったものなど「文京区らしさ」を構成する要素や場所を景観特性として整理いたしました。

2点目は、この景観特性を守り生かすよう指導・誘導していく基準となる景観特性基準を定めていくために、既往の文献、現地調査によりまして景観特性の具体的な場所を把握いたしました。

3点目は、この景観特性基準を定めていく根拠とするために、具体的な場所において景観特性ごとに特徴、問題点を整理いたしました。

4点目は、こうしたことをもとにして景観形成の目標、それから基本方針の検討する方向、また、新たに追加していく項目といったものを抽出いたしました。

5点目は景観特性基準の検討を行っていくための景観特性の項目を抽出し、景観形成の方向性を検討するといったものでございます。

2ページをごらんください。調査方法でございますけれども、まずStep1といたしまして「坂道」「公園」「歴史的建造物」といった文京区の景観特性について、既往の文献等により整理し、地図上に落とし込みました。

例えば、33ページをごらんいただきますと、「坂道」について分布図という形で坂の名前と、坂上から坂下への方向を矢印で記入いたしました。また、39ページをごらんいただきますと、歴史資産といたしまして、同じく分布図として国と区の指定、登録文化財等の位置、またそれぞれの名称を記入いたしております。それぞれの分布図の前のページには坂道や文化財の名称や所在地を記載した調査対象リストを添付しております。

2ページに戻っていただきまして、次にStep2といたしまして、この地図上に落とし込んだ景観特性について、実際に現地を訪れまして、それぞれの景観特性の特徴、あるいは先ほどの問題点、課題といったものをまとめていきました。

調査に当たりましては、この景観特性基準を作成するための根拠とするために、形態・意匠や色彩といったものについて景観特性を際立たせているような特徴、例えば、坂道沿いの石積みの擁壁とか、景観特性を阻害しているような問題点として、文化財周辺の広告物の派手な色彩といった要素を整理していきました。

こうしたものを4ページ以降についてまとめております。文京区の景観の特徴と問題点という形で整理をしています。こういった整理をしたものにつきまして、先ほどご説明いたしましたように、骨子案の第1章の中に盛り込んでいることと、巻末の資料編に反映させているものでございます。

参考資料1につきましては以上でございます。

次に、参考資料2号と3号につきましては、景観計画検討委員会での主な意見と対応について記載してございます。それぞれ左側に検討委員会での主なご意見、それから景観策定の意義といったもの、それぞれにつきまして意見・内容をまとめて右側に対応という形で整理をしております。こちらにつきましては、順次ごらんいただきたいと思いますっております。

次に、参考資料第4号をお願いいたします。「文京区景観計画の策定に向けた意見交換会（第1・2回）での主な意見と対応について」でございます。

開催状況でございますが、区民の目線から見た「文京区らしさ」を感じる景観について、広く計画に反映させることを目的に実施したものでございます。表にお示した日時、会場で各2回開催し、参加人数は延べ64名でございました。

次、2ページをごらんください。開催内容についてお示ししてございます。第1回目の第1部では、「景観について知る・考える」といたしまして、景観について参加者に共通のイメージを持っていただくために、パワーポイントで写真をお見せしながらミニ講座を行いました。また、第2部ではワークショップ形式で身近な景観、文京区らしい景観をテーマに具体的な場所とその理由を挙げてもらい、テーマ2ではどうすればその景観がもっとよくなるのかといったことについてご意見をいただきました。

第2回目は、他の自治体での住民主体の景観づくりの事例をご紹介し、その上で景観をよくすることについてさらに掘り下げた意見や、区民が一体となって取り組むアイデアについてもご意見をいただきました。

次、3ページから19ページにつきましては、主な意見と骨子の対応をお示ししております。まとめ方といたしましては、例えば、「坂道」「歴史・文化」「個性あるまち

のまとめ」といった景観特性ごとに項目を立てまして、意見の概要、意見の要約、対応と。また、それを反映したページ数をつけ加えたもので整理をしております。

例えば、4ページの中ほどのところでございますが、意見の要約として、坂の勾配になじむように工夫した建物の誘導を図る。また7ページの中ほどのところでは、歴史的資産と周辺の建物の調和を図っていく。それから、12ページのところでは、アイストップとなるものの見え方にも配慮していく。また、建物低層部のつくり方の工夫や路地を大切にするなど、下町らしさを尊重した景観づくりを大切にするといった景観特性基準や一般基準の景観形成の方向性について反映させております。

続いて、20ページから26ページでございます。今後の景観づくりについて、区民が主体となることができる取り組みのアイデアにつきましてご意見をいただきました。

例えば、住民ができるものとしたしまして、だれでも参加できる活動づくり、長く活動を続けられる仕組みづくり、また、地域で活動できるような場づくりといったものが挙がっております。また、行政でできることとしたしまして、各種景観活動へのサポート、活動の場や人材の確保、参加したくなる活動の企画といったご意見をいただきました。

また、27ページでは重点地区の候補についても意見を伺ってございます。ここで出た意見といたしましては、①の音羽通りから②本郷通り（東大周辺）、ずっと行きました③の椿山荘周りといったご意見が出ました。

参考資料第4号については以上でございます。

最後に、参考資料第5号といたしまして、他区で既に策定しております景観計画の概要について直近のものからご紹介しております。板橋区、練馬区、江戸川区、品川区、裏面にいきまして杉並区、目黒区、墨田区、港区といったものをご紹介してございます。

配付資料の説明は以上でございます。長くなりました。失礼いたします。

○岸田会長 ありがとうございます。

膨大な資料を一気に説明いただきまして、理解するのに時間がかかるかと思いますが、まず、議題1の「(仮称)文京区景観計画骨子(案)」について議論したいと思います。

今回示されております景観計画骨子案は、区民との意見交換会でのご意見を反映させたものであるということと、本審議会の事前の検討委員会において2回ご議論をいただいてまとめたものだということでございます。清水先生、ありがとうございました。

検討委員会については、清水先生が委員長となっていていただいておりますので、まず清

水先生からこの計画骨子案について、検討委員会での検討の経緯や結果などについてご説明をお願いいたします。

○清水委員 それでは、2回、検討委員会を行いまして、そこで出ました意見というのは今回の、先ほどご説明いただきました骨子の中に反映されております。ですから、重複する部分がありますけれども、おおよそどういう意見があったか、7つほどご紹介します。

まず、できるだけ章の順番に沿っていきたいと思いますので、まず「はじめに」のところで、根本的な問題として、なぜ景観計画が必要なのかという説明がほしいということ。また、官民共同で進めていくためのメッセージを示す必要があるであろうという意見が出されております。それと、どのような景観の状況を理想像とするのか。これは一般の方にとっては、それが何なのかがよくわかりづらいのでこういうことを示すべきではないかということです。

次に2番目、景観策定の意義についてということで、これは1章、2章あたりにかかわることですけれども、文京区のまちづくりの意図を示すべきであろうということと、景観計画をつくる根本的な目的は何なのかを明示すべきであろうということです。

次に3つ目のポイントとしましては、緑の位置づけについて。これは1、2、3章あたりに書かれておりますけれども、緑と一言で言いますけれども、もともとある緑もあれば、これからつくられる緑もある。また、個人的に育てておられる緑もありますので、それを大事にしていく方向ではないかということです。

次にポイントの4つ目ですが、アクティビティについてです。これは2章あたりに書かれていますが、景観というのは物とか事とか人と分かちがたいものであると。人の活動が見えるかというアクティビティがどのように行われているかの視点が必要ではないかということです。

次に5番目のポイントとして、「良好な景観づくりのための景観形成基準」の中に、景観形成の方向性というのを加えております。これは、例えば建築物の外観は公共のものであるという意識が必要だとか、区民にとって目指す方向、理想像とかが語られないと非常に見にくいのではないかという指摘があります。ですから、ここではわかりやすさが必要なのではないかということです。

次に6つ目のポイントは、4章あたりに書かれている公共施設の景観形成についてですが、公共施設というのは大きなボリュームになりますので、この公共施設のあり方に

については何がしか文面の中に入れておくべきであろうということです。

つまり、大きな敷地を持つ主体といますか、企業だったり自治体だったりするわけですが、何らかの貢献をしてもらう必要があるのではないかという意見であります。

次に7つ目は、7章の「景観形成の推進」のところに関してですが、文面が子供や若い人にわかりやすい言葉であるべきだろうという、子供にも訴えられるような取り組みをすべきではないかというご意見です。

それ以外には、例えば区民意見の取り入れ方ということで、何度か区民意見を取り入れられているんですが、非常に人数が少ないことに関してもう少し別の方向、現代ならではのSNSを使うといったことも考えられてはいいのではないかというご意見がありました。これについては、既に文京区では検討されているとお聞きしております。

あと、景観の中に夜間の景観についてのことがないのではないかというご意見もありました。ただ、これは文京区の夜間の計画はこうであるというふうになかなか言えるものではありませんから、これはかなり個別的な、重点的な場所についてになると思われまますし、今後の検討課題であろうということかと思えます。

おおよそ以上のような内容です。

○岸田会長 ありがとうございます。

この検討会での検討は、今日いらしていただいている伊藤先生も副委員長として参加していただいています。伊藤先生から何か補足がありましたらお願いいたします。

○伊藤委員 もうほとんど清水先生にまとめていただいたので、特にはないんですが、大分そういった意見、2回の検討会と区民参加のワークショップを踏まえて、少しずつこういう形になってきたというところです。内容については清水先生におまとめいただいたので。

○岸田会長 ありがとうございます。

それでは、この骨子案のご説明についてご意見、あるいはご質問などがありましたらお願いいたします。岡村委員、どうぞ。

○岡村委員 岡村です。

私は大きく2つ質問をしたいんですけども、1つは、私、9月の説明会の際に地元で言ったかもしれませんが、今年でき上がった都市マスタープランとの関係はどうでしょうかと聞いたと思います。都市マスタープランの中には地域別の方針というのがあ

って、それを決めるのに大きく5つの地域に分かれていると思います。そういう流れというのは、この景観計画でも考えていくのかどうかをお聞きしたいです。

私は本駒込に住んでいますけれども、最終的に本駒込ではどういう方針なり考え方があるかは、おそらく私でなくても地元の皆さんは気にすると思います。区全体の方針も大事ですし、重点地区ももちろん大事だと思いますけれども、そういう意味での地域別ということを経理の中で、私は読み取れないものですから、そういう考えが入っているのか、そうじゃなくて入れない流れでいっているのかどうかを質問したいと思います。

2つ目は、7つの景観特性と整理をされたところはとても詳細に書いてあって、1つ1つを見ていくとわかるんですけども、たとえば27ページから「景観づくりの基本方針」とありまして、この1ページで全体はわかるようになっていると。さらにめくっていくと、それぞれの基本方針ごとに5つあったり、4つあったり、これを全部足してみたら29項目ありました。

この基本方針という段階にこれほど29も必要なのかどうか。細かく見ていきますと、何もここで出さなくてもいいんじゃないかと感じられるところもありました。特に、私はこの景観特性の中で骨格と書いたところがとても大事だと思うんですけども、都市マスタープランのところでも骨格を整理した流れがあったかと思うんですが、今回書いてある骨格というところを読んでみますと、果たして骨格ということを書いているのかどうかと疑問を持ちました。

むしろ、基本方針の1の、28ページですけれども、起伏に富んだ地形のところの1番目、「地形によって縁取られるまちのまとまり」がまさに骨格のことに触れていると私は思うんですね。

31ページの骨格のところの整理は、例えばランドマークと出てきたり、沿道景観と出てきたり、これは必ずしも骨格で話す必要はなくて、それぞれの道路や眺望の景観で触れればいいことで、今さら文京区で東京スカイツリーを話しても、墨田区や台東区で散々、どこでも見えるものなので、決してそれが墨田区らしさには全然ならないと私は思います。

そういうことも含めて、骨格が少し浮き出ていないんじゃないかというのが2つ目の意見でございます。

以上です。

○岸田会長 ありがとうございます。

これは、質問を少しまとめて審議したほうがいいですか。どうでしょうか。

特にご意見がないようなので、では今、岡村委員から2点ほどご質問がありました。

1つは都市のマスタープランとの関係がどうなっているのか。もう一つは、7つの特性のうちの骨格と最初の地形のところの意味が少し違うんじゃないかと。要するに、これ、都市マスタープランの骨格の意味と今回の骨格の意味は違うということだったんですね、主に。

○岡村委員 都市マスタープランではむしろ地域に分けた流れが今回の中にはないので、それがなぜなんですかということです。

○岸田会長 骨格の話とはちょっと違うわけですね。いずれにしても、今回の案の中の骨格と地形のところの解釈の違いがあるようだというご指摘ですが、これは中村さんからですか。

○中村幹事 都市マスタープランの関連でございませけれども、都市マスタープランは都心地域というか下町隣接地区と山の手地域ということで大きく2つに分かれておりまして、また山の手地区を西部、中央、東部と3つに分けて、先ほどおっしゃったような合計5地区に分かれております。

今回提案している景観につきましては、先ほど申しましたように、全域でまず適用するような基準、それから特性基準ということで坂道。坂道についてはエリアを突っ切っているものがありますし、骨格も出ましたけれども、幹線道路についても地域をまたがっているものがあります。

ですから、今回景観上で提案するのはそういった一般基準、あるいは特性基準、それから地区限定とするような地区限定基準といった3点の視点に立って決めていきたいということで、特にこの都市マスタープランの区分けに基づいて決めていくといった考え方ではないということです。

それから、骨格についてなんですけど、骨格というのは、先ほど申しましたように、河川とか幹線道路といったものをイメージしております。そういったものを際立たせていくためのランドマーク、あるいは緑と緑をつなぐといったものについて、ここに6点記載しているのが骨格という位置づけでございまして、これは明らかに景観上は景観特性と我々はとらえているということでございます。

○岸田会長 ありがとうございます。

ということでございますが、何か清水先生からございますか。

○清水委員 まず、最初のご質問の都市マスとの関係は、都市マスのほうは5地区というのをかなり荒っぽくというとおかしいですけども、分けたような感じだと思うんですが、今回の場合は、例えば本駒込にしても、それはいろいろな地域があったりしますので、それをまた別の坂道にはこういうことを考えなければならない、古い町並みとかではこういうことを考えなければならないと、その組み合わせでその地域らしいものとはどういうものであるかという、より細かいものになっているのではないのかなと思っております。

骨格のほうについては、例えばスカイツリーがあまり関係ないのではないかというお話もありましたけれども、私はその地域から区外のものが見えても、それはそれでその場所の景観になっているのではないかとは思っております。

細かい部分、まだどこがまずいのかよくわかりませんが。

○岡村委員 1つよろしいでしょうか。

私の意見として骨格のとらえ方なんですけれども、実は自分が小さいときに不忍通りを親に連れられて車で通ったときに、坂を上っておりるのがたしか4回か5回あるんですね。ですから、個々の坂というとらえ方じゃなくて、文京区というのはひだ状に高い台地と谷があるという全体の話はどこかに書いていただきたいし、それを骨格と言うんじゃないかと私は思いました。

○岸田会長 ありがとうございます。全区的なスケールで地形がつくる場所の特性があるんじゃないかというご意見だったと思いますが、最初に地形という、解釈の問題もあるかなと。確かに骨格というのは道路でできるような骨格じゃないのかもしれませんが、地形についてはきちっと特性として取り上げておりますね。

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 区全体を考えたときに、確かにこういう地形があって、そこを越えていくような体験があるというのが、多分生活全体としてはあると思うんですね。だから、そういう部分があってもいいのかもしれないんですけども、景観に関して言うと、全体を踏まえつつも個々の、先ほど清水先生がおっしゃったように、すごく細かい、それぞれの場所についてどうやって景観を形成していくのか、具体的なところがおそらく大事になってくるので、そういう意味で坂道の場合はこういう考え方で、それからもつと言いますと、この後に重点地区の話があると思いますが、それぞれ個性のあるエリアにつ

いてかなり狭めて、都市マスよりはもっと狭めて、この場所についてはこういう考え方でというふうに進めていくのがこの景観計画のほうの方針なんだと思うんですね。

将来的には多分、重点地区をどんどん増やしていきたいということだったので、今回はまず1つ決めるということでしたけれども、そういうそれぞれの個性的なエリアにフィットしてくるような計画を立てていきたいと思いますという方向性なのではないかと。

でも、おっしゃっていることは非常によくわかって、全体をとらえながらというものあるとは思いますが。

○岸田会長 ありがとうございます。いかがでございましょうか。

景観というものはどこか、上から眺めて全体を楽しむよりも、個別の場所を楽しむものなんでしょうね。

そのほか、いかがでしょうか。お願いいたします。

○萬立委員 私も実はさっきの骨格が非常に気になったんですけれども、戻して悪いんですが、多分ここで言われている骨格というのは、文字どおり河川や幹線道路という、体に例えると骨いうことでこういう表現になっていて、普通、景観の特性の骨格というと、中心的なもの私なんかもイメージしましたから、骨格という表現でいいのかなという違和感を持ちました。ですから、骨格という言い方が都市マスに多分あるのかと思うんですけれども、どうかというところも考える必要があるのかなと思いました。

あわせて、ついでですから言いますが、基本特性のところと基本方針のところは重なってきていると思うんですけれども、活動という分野がありますね。これが特性と基本方針で表現されていますけれども、これもよくわかりづらくて、特に基本方針のほうは非常に簡潔に書かれているだけということで、この案の「はじめに」のところにもありますように、人々の活動や営みも景観の中に含まれる要素であります。特性のところを見てみると、それを清掃している団体が幾つかあってということもこれはこれで大事でしょうけれども、そういうことと同時に、もう少し広く活動をとらえて表現ないしは方針化できないものかという感じがしました。

じゃあどうすればいいんだというのはよくわからないところがあるんですけれども、今回のこの素案の表現では狭くないのかなという感じがして、活動というのはもっと広く全体にかかわるものじゃないかと感じました。

ついでに、あわせてもう一点だけ伺いますと、現時点の景観のあり方をどう見られているのか。区への質問ですけれども、背景のところを読んでおられますと、平成22年ま

で11年間で1,179件の協議があつて、ということは年間100件ぐらいずつ協議があつたんでしょね。そういうことを重ねてこられて、法も整ったわけだし、行政団体に移行していく必要があるということで、結局基準も一定のものをつくってそれに従つてよりよくしていくことになると思うんですけども、現時点の評価がどうだからもっとこうしなきゃいけないというところの、もう一步、現在の状況の評価がほしいなと思つたんですが、その点、あわせていかがでしょうか。

○**岸田会長** ありがとうございます。

3点ほどございましたね。骨格という言葉にどうも違和感が残るというお話でした。それと、どうも特性の活動のとらえ方が狭いのではないかと、もっと広がりのあるとらえ方をした方がいいのではないかとということと、最後は、現時点での景観のあり方をどういうふうに見ていくかという問題です。

これについては……はい、中村さん。

○**中村幹事** 骨格は、何と言いますか、葉脈的な坂といったことじゃなくて、あくまでも幹線道路、それから水でいうと神田川といったようにある程度限定されてきます。こういったものを我々は景観特性として考えたいということで、委員のおっしゃる意味はよくわかりませんでしたけれども、あくまでも幹線道路、あるいは神田川といったイメージでございます。明らかに特性としては認識できるものだと考えています。

それから、活動については広くという意味はあれなんですけど、要するに、目で見てものがあるだけではなく、そこに人がいるでしょうと、イヌやネコもいるでしょうと。そこに活動があつて、そういったにぎわいが景観として意味があると。そういうものでなければ単なる風景でしかない。風景でなくて景観にはそういったアクティビティも必要であるということで、そのアクティビティの種類ではなくて、人のおいといいますか、生活感といったもののイメージということでアクティビティというものを考えています。

ただ、これは人の活動ですので、これに対して基準をつくっていくといったことではなくて、景観としての概念としてとらえたい。ただし基準としてはつくりようがないのでつukらない形になっています。

それから、経過については、都市マスタープランにおきましても評価ということで10ページに掲げておりますけれども、いろいろな啓発については、先ほどあつた景観賞とか、町並みウォッチングということで、テーマを決めながら区内を二、三十人の方々

と一緒にめぐりながら、改めて区のよさを見出していこうというのをやっております。

それとプラスしながら事前協議ということで、先ほど委員がおっしゃったような1,000件以上の協議を続けてきたということで、かなりの効果が上がっているということでございます。もちろん11年間という長きにわたって、景観法で国が動く前から区は取り組んでいるわけございまして、むしろ景観法自体が後追いといったことございます。

今後やっていくに当たっては、我々がこれまでやってきた景観基本計画とか景観条例といったものがベースになりますけれども、今度は法に基づいた指導・誘導ということで、より厳しいといいますか、そういうことをやることによってより効果を出していきたいという思いで今回、景観行政団体に移行して景観計画を策定していく手続きに入りたいということでございます。

○岸田会長 ありがとうございます。今のご説明について、ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。三宅委員、どうぞ。

○三宅委員 言葉にとらわれるわけではないんですが、地形、歴史・文化、まちのまとまり、拠点、緑、活動というふうに入っていきますとイメージは明確にわかるんですが、ただいまのお話だと骨格は神田川と幹線道路とおっしゃってくださったのでわかったんですが、その場合は「神田川や幹線道路を骨格として」というふうにおっしゃっていただくと、この凡愚の頭でも理解できるんですが。

骨格というのは生き物、生もの、または骨見本なんていうものもあるかもしれませんが、変化していくもの、成長していくものを中心になるものとは一般的にはとらえられてしまいがちかなと思うんです。ですから明確に「神田川、幹線道路などを骨格として」とご説明いただいた方がかえってわかりやすいのかなと今、思ったんです。そうしませんと、地形や歴史や文化、拠点なんていうものがわかりやすいだけに、何をもって文京区の骨とするか。動脈、静脈という言い方をして流れていくものをあらわすことも可能かと思いますので、言葉にとらわれるようではございますけれども、最初に岡村委員がおっしゃった、文京区全体の地形のアップダウンのことというとらえ方はもちろん、岸田先生がおっしゃったように地形というのは、特に地面を動いている人間としては鳥瞰図で地形を見ることはなくて、常に地面に立ってみるもの、それに包まれているものが景観だと思いますし、中村部長のおっしゃるようにならぬようにその中に人間がいるから、いなければ単なる風景であって、景観と風景の違いをそこまで強くおっしゃるのであればなおのこと、骨格

という言葉をもうちよっとわかりやすい言葉に変えていただいたほうがいいかなと思うんですが、いかがなものでしょうか。これじゃないと伝わりにくいものでしょうか。

○岸田会長 ありがとうございます。清水委員からお願いします。

○清水委員 私も議論の内容が大体わかってきまして、確かにおかしいかなという気がしてきました。我々にとっては骨格というのは何となく理解できているんですけども、どうも一般的にはそういうことかなと思ひまして、おそらくここで言いたいのは町の骨格ということなんです。

地形というのは一番変わらなくてあって、その上に町の骨格がかなり変わりませんけれどもあって、その上に町が非常に細かいサイクルで変わっていくという、その中間にある、その土地の骨格というより町としての骨格という意味合いだと思いますので、この言葉に違和感を持たれるのであれば、これは少し説明的に町の骨格がいいのかわかりませんが、そういう意味合いだと思いますので、検討した方がいいかなと思います。

○岸田会長 ありがとうございます。

確かに、31ページの冒頭は「幹線道路は都市の骨格を形成する」と始まっているんですが、その辺はもう少し広がりのある形で説明していただいたら。

○中村幹事 それは検討させていただきたいと思います。

○岸田会長 まだ時間があります。ほかにいかがでしょうか。松下委員、どうぞ。

○松下委員 今回、この厚いものをここで皆さんで、どこまで細かいところまで入れるのが心配ではあるのですが、限られた時間の中なので言わせていただきます。

まず、先ほど清水先生がおっしゃった7つぐらいのことがあったと思うんですけども、大変興味深く、また大切な言葉が入っていたと思います。例えば、外観は公共のものであるといった感覚は、言われればそのとおりだなと思います。

ただ、ほんとうにこれを、最後にもあった子供さんとか、よりわかりやすいように伝えてほしいといった意見があったというようなこともあったんですけども、先ほど先生が言われたことに対して、区の考えがどういう心持ちがあるのかを伺いたいの1つです。

あとは、先ほどから言われている皆さんの区の思いという、この計画を立てる意味の根本なんですけれども、区の思いが、未来の文京区像が明確でないと区民には伝わらないのではないかと。区民に伝わるということで、伝わったところからまず一歩が始まって、前回もこういうお話が出たと思うんですけども、地域力、ボトムアップで自分た

ちがこの町を守るのだ、つくるのだというのを、いかにこの計画で発信できて、その発信した先で、多分今まで守られてきた歴史を含め、これからの歴史をつくる作業が始まるのではないかなと思うのです。

だから、その辺の区の思いがこの計画の中でどこに、どうしてつくるのか、そしてみんなでつくるといったことも含めてどうやって話し合っていくのかを、どこで区民に伝えればいいのかを伺いたいのが1点と、あと、先ほど岡村委員がおっしゃった全体像と、お答えがあった個々の場所というような意見だと思うんですけども、例えば個々の場所だとしたら、その個々の場所をだれがどう考えていくのか。住んでいる人なのか、そこに興味がある人なのか、その周りの人なのか、その個々を考えていく人がどこに存在するのかというような、その重点地区が全部埋まって、全部が全重点地区になるんでしょうけれども、個々の場所をどのように考えられていくのかを伺いたいと思います。

○岸田会長 ありがとうございます。

これは簡単にまとめると、区の考えておられること、どういうものをつくろうとされているかをもう少しはっきりとメッセージとして伝える必要があるということでございますね。いかがでしょうか。

部長さん、いかがですか、今の質問。突然すみません。

○小野委員 3つありましたけれども、子供でもわかりやすいものというお話です。これは景観計画でありますので、どうしても表現がかたくなる場所はお許しいたいて、これを踏まえた形で、例えば、周知に使うパンフレットといった配っていくものは非常にわかりやすい表現で伝えていくやり方がいいのかなと考えています。

それから、区民に伝えたいものは何かということですが、この景観について一番伝えたい部分は基準のところになってくると思うんですね。一般基準、景観特性基準、それから重点地区での基準になってくるんだらうと思います。

この中にいっぱい考え方は書いてありますが、その考え方を具体的に実行する部分は、その基準のところになってくるわけです。今は具体的には書いていません。というのは、まだ骨子の段階ですので、これから最終的に基準がこういう内容ですよというのはいないんですが、最終的に景観計画としてはもう少し具体的に書き込むと。

ただ、前から申し上げていますように、重点地区についてはそれなりに具体的なことを書き込めると思うんですよ。書き込まなくちゃいけないという作業があると。ただ、一般基準については、文京区全体にわたってこういう考え方、こういう方向性、こうい

う方針でやっていきたいと思いますので、最終的にもある程度抽象的な文言にならざるを得ないと。

例えば、こういう形にしましょうとか、こういう色遣いにしましょうとか、そこまで具体的なことは一般基準では多分書き込めない。周りとの調和を図りましょうとか、緑を大切にしましょうとかいう抽象的な物言いに多分、なっていかなざるを得ないんだろうと思います。それが一般基準の言い方。

その反対にあるのが重点地区であって、このエリアについては、例えばの話ですが、建物の壁はこういう材料を使いましょうとか、屋根はこんな形にしましょうとか、瓦にしましょうとか、そんな具体的なことを書き込めるのが重点地区の基準のイメージです。

そこまで書けばわかりやすいんでしょうけれども、先ほど本駒込はどうなるんだという具体的な地区についてのお尋ねがありましたが、個々具体的にどうするということまではこの景観計画の中では書けない、書き切れないと考えています。唯一、書き切れるのが、先ほどから申し上げているように重点地区ということになります。

じゃあ書けないほかの部分はどうするのかについては、一般基準であったり、あるいは一般基準よりももう少し具体的な書き方が可能な景観特性基準といった中に基づいた形でつくっていくという話になるんですね。抽象的過ぎてわかりにくいですね。考え方はそういうことなんですね。

○岸田会長 ありがとうございます。

○松下委員 最後一言。言われていることは、一応職業柄、理解をさせていただける面はございます。ただ、今回、この景観の計画を皆さんにお伝えすることは、文京区をどうしようかと投げることでもあると思うので、お役所仕事という言葉はよくないんですけれども、そうではなくて地域の方がどれだけこれを受けとめて「やらなきゃね」とならなければ、この計画は失敗なのではないかなと思うんですね。

前回から言われているように、ボトムアップ力をこの計画で伝えなければ、いつまでたっても答えをいただけるような気がしちゃうので、答えは各地域で出してくださいということなんだと思うんですね。だからその辺を、11ページの写真とかを見ると、凹凸のある外観がいいみたいな、そういう細かいことまで触れているんだけど、もっとざっくりとした大きいところがいただけないのがちょっと残念かなと思うのと、あと、前回から言われているように、境界が大切だと先生がずっとおっしゃっていたと思うんですが、重点地区をつくったり、いろいろなことをするのはいいんですが、境目の境界

線、それは地域の境界線でもあって、区の境界線でもある。その区の境界線を越えたところに多分、ランドマーク的なものが出てくるんだと思うんですね。だから、その境界線もどうしようかといった、とにかくボトムアップ力というんですか、地域が自分たちで何とかしなければと、もうちょっとだけ頑張らなければな、頑張ろうかなというような気持ちがどこかに出ているといいなというのが最後に。

あと、特に景観法が今回、大切に一番上にあると思うんですね。前回、内藤先生がずっと景観法のことはお伝えしてくださっていたんですけども、景観法が何をできるかというところから踏み込んで、きちんとボトムアップ力が育つようなものを期待します。

以上です。

○岸田会長 ありがとうございます。どうぞ。

○小野委員 今のお話に関係したところで申し上げたいんですが、地元からのボトムアップが大切だと、全くその通りです。まちづくりは地元がやる気にならなければ全く動かないと。区としては、お手伝い、そして一緒にやっていくというのが大前提であります。

そういう意味からすれば、まさに地域の方々に景観づくりに非常に興味を持っていただくと、高めていくのは非常に重要なものです。ただ、残念ながらこの計画をつくってそれで全部やり切れるかという、直ちにはそう簡単にはいかない。

それで、我々がイメージしているシナリオなんです、まず何が重要かという、重点地区が一番重要になってくるんだろうと思っています。というのは、先ほどから申し上げているように、重点地区は具体的にこうしましょうという内容について、地域の方々と話し合いをしながら中身を詰めて、実際そういうことで行動していただくと。建物の外壁とか何かいじる場合にはお金もかかることですから、直ちに全域が一遍にそうなることはあり得ません。ただ、場合によってはそんなに負担なくみんな、例えば、ちょっと建物がセットバックしているスペースがあればそこに植木鉢を置いてみましようとか、緑を置いてみましようとかいうことは、おそらくそんなに難しくなくできるんだろうと思うんです。

ですから、やろうと思えば非常に難しいような、時間もかかる内容のものとか、場合によってはそんなにお金もかからずにわりと簡単にできるとか、いろんなバリエーションがあると思うんです。ですから、地域の方々が話し合いの中で、自分たちの町をどういうふうにしていくかを詰めていただいて、こういう町にしようよということで重点地

区のイメージができ上がると、それを実際実行していただくと。

それを実行すると、一定のその町のルー尔的なものが現実に見えてくると思うんです。そうすると、外の地域の人がある場所を見るわけです。それをいいと感じるのか、何だこんなものと感じるのか。それを非常にいいものとしてもらうような形で、その重点地区を、区としては誘導していきたいと思っているわけです。

重点地区のそういう姿を見たときに、ほかの地域の人たちが、じゃあ自分たちも真似をして全く同じにやるのか、あるいは若干バリエーションをつけて別のやり方でやるのかということで区内に波及していくと。そういう形で文京区の景観が形成されていくといいなというシナリオをイメージしています。

○岸田会長 ありがとうございます。わかりやすさは大切ですし、具体的な例を通して理解していただきたいという意図だとわかりました。

そういう点で、今日まだご発言いただいている先生方、いかがでしょうか。藤原さん、どうぞ。

○藤原委員 藤原です。私はすごく理解が遅いというか、飲み込みが悪いのでずっと困っているんですが、界限を特性に改めたということなんですが、界限って昔の景観計画を見ますと、それこそ骨格という地形に沿ったいろいろな界限がありまして、それぞれの特徴があって、それぞれの界限の中に地形があり、町の歴史があり、個性的な町のまとまりがあり、町の骨格構造という項目立てになっていたわけですね。

それが今回、界限を特性に改めて、景観特性として同じ地形、歴史・文化、まちのまとまり、骨格、あと拠点、緑、活動というのが入ったんですが、これは2次元のものを3次元にしたというか、何かちょっとレベルの違うものに移しちゃったような感じがぬぐえないんですが、骨格は確かに神田川とか、昔の台地の端っことかという地形に沿ったもので、それが界限をつくる重要な要素になっていたわけで、それを生かした町が広がっていたのが文京区のおさだったんですが、それが壊れてしまって、今、なかなかまとまりがなくなって、だから界限をやめて特性にしちゃった感じがどうしてもしてしまうんですね。

そうなのか、そうじゃないのかまだわかりませんが、それで特性にしてしまったら、今度は骨格はさっきのご説明で大体わかりましたが、拠点というのはこれに沿うと、地形はどこにでもある、歴史・文化もどこにでもある、まちのまとまりもそれぞれ地域にある。拠点というのはどこにでもあるのか。あと、活動というのはそれこそどこでも

やるべきものですよね。

ですから、景観特性というよりはこの景観計画をつくった後、どうやっていくかに入るので、この景観特性の中に活動があるのはほんとうによくわからない。この景観計画そのものの構成がよくわからないんですが。

それで、結論としましては、こういうものをつくろうとしてももとのいい町を、崩れかけたけれども守っていきこうという区の意気込みはわかりますが、じゃあそのときに何をしたらいいのかが、さっきからも言われていましたが、見えない。行政のできることはルールづくりとかいうことだということで、その辺を今後、基準をつくるときに明確に出していただけたらと思うんですが、その辺がちょっと疑問と要望です。

○岸田会長 ありがとうございます。この骨子の構成の問題と、先ほど資料で配られた界限性についてのお話がありました。この辺について、清水先生ないしは土田先生。

○小野委員 区の考え方ですので、私のほうで説明させていただきます。

今持っている文京区の基本計画、19界限ということで、19に分けています。その中には根津・千駄木であったり、あるいは大和郷、本駒6丁目であったりと、町の性格として非常にわかりやすいエリアもあるんですね。

ところが、19の中には必ずしもわかりやすい形での位置づけではなく、こう言っただけなんです、ある程度、分けなくちゃという思いで分けてきた部分も正直あるわけです。そういう意味では、分けている19が全部特徴を持った形で浮き彫りになっているかということ、必ずしもそうではないと考えています。

それで今回、この基本計画をつくるに当たっては、その辺をもっと明確に、景観の視点から明らかにしていこうということで、その分け方を今回は景観特性というところでもっと浮き出させる意味合いでこういう考え方に変えてきたということでもあります。

全部で7つに分かれて、その地形というのは、先ほどからお話があるように、文京区内に坂があり、谷がありというようなところで、非常に特徴的な形態を持っているわけですから、それがまさに文京区の一つの特徴になるし、景観的にもそれが特徴として位置づけられるということで、こういう地形というものが出てくると。

それから、歴史・文化ということで、文京区の高い歴史の中でそういったものを醸し出しているような史跡等もたくさんあるというのを踏まえた形での景観づくりという形で、このような分け方をしているということでもあります。

○岸田会長 ありがとうございます。土田先生、いかがですか。全体的に、骨子につ

いてですね。

○土田委員 いろいろな議論をお聞かせいただいて、非常に楽しかったんですけども、今の部長のご発言で大分理解がいった部分があるので、それを1点だけお話しさせていただくと、冒頭、都市マスタープランとの関係でブロック別という構造がなぜ景観計画にはないのかというご質問がありました。

僕も最初、これを拝見したときにその辺が、先ほどもおっしゃっていただいたように、FRINGEをつくるにはあるまとまりをつくらなきゃいけないくて、それが地域的なものなのか、全区なのか、もしくは少なくとも隣接区なのか、中にも東京都の景観計画を受け継ぐと書いてあるので、その全体計画と部分計画との関係みたいなものが整理しきれないなと思っていたんですが、今のお話にあったように、ある意味従来型の計画理論を、こんなことを言っているんでしょうか、とりあえず度外視をして、よく見るとこれ、その種のマクロからミクロにつながっていく計画体系を1回チャラにしているんですね。

要するに、文京区は文京区一発だという言い方をして、デザイン的なときのレイヤーの整理に近いんですけども、固定的な地形があって、その上にどんな動脈が走っていて、そこにどんな活動があってというのをもう1回積み上げて、それを再編しよう。

境界の19がやや形がなくなりつつあるものを、そこから見えてくるものをもう一度、地域らしさ、我々らしさとして再構築するという趣旨で受け取ると、ある意味新しい計画のあり方、チャレンジかもしれないというふうに見えてくるんじゃないかということが1点。

先に申し上げると、今日、次の議題があるので簡単にしますが、この重点地区の話のところとのつながりが、実はマクロからミクロへの整理学ではないので、いきなりミクロだけを取り出して、僕も後で申し上げようと思ったんですけども、重点地区の候補の平面図はすごく違和感があって、UFOの宇宙人みたいなのが並んでいたりとか、ミミズみたいなのが並んでいたりとか、これは一体どういう空間なんだと思っていますが、先ほど部長がおっしゃったように、一度、従来型の計画概念をマクロからミクロにゾーンで落とし込んでいくやつをチャラにして、もう一度真摯に考えてみようよというものだとご理解いただけるといいなと。

骨子として1点だけご指摘させていただくと、先ほど来、部長さんをはじめ、重点地区に細かいことを書けると前のめりになっておられるように聞こえるんですけども、実は重点地区のエリアが脆弱なので、逆に先ほど来、ご指摘ある民意が盛り上がってき

たところをどう受けとめるかという計画システム上のコンセプトをこの骨子の中に入れていただくと非常にありがたいなということです。

○**岸田会長** ご指摘ありがとうございました。もう時間があれなので、最後に一言、皆様のご意見を集約すると、この報告書自体、骨子をもう少しわかりやすくという気持ちというか、インテンションでやっていただけるといいですかね。特に冒頭のところが、いきなり全部文章で始まるんですけども、こういうところも少しビジュアルを入れるとか工夫ができたらいいかなと思いました。

それでは、骨子に関する議論はそのくらいでまとめさせていただきまして、今日ご議論いただいたことは区のほうで少し対応を考えていただくということでよろしいでしょうか。

○**中村幹事** 検討させていただきます。

○**岸田会長** ありがとうございます。

それでは、次に議題の2番目、景観形成重点地区の候補地区についてでございます。これは先ほど課長さんからご説明があったように、3つ候補が上がっています。そのうちの1つを選定するというところでございますね。

この候補については、清水先生から重点地区の抽出の過程、検討の経緯や結果などについてご説明いただければと思います。

○**清水委員** これは前回の委員会のときに議論になったものです。重点地区の選定について、資料第3号の2ページ、3ページのところに12カ所あります。これについて、委員の方にそれぞれどこがいいかを推薦していただきまして、議論をスタートさせたんですが、12地区ある中で10地区の推薦がありました。

当然、それぞれみんな選ばれてきているからいいわけなんですね。その中でいろいろ議論したんですが、例えば文京区の東側と西側でそれぞれ1つずつ出すとするとどうなんだろうかという議論をしまして、東側（発言では「西側」）については団子坂が比較的意義がなく決定をしたということがあります。

その後、西側についてはそのとき、播磨坂、音羽通り、伝通院、それと茗荷谷がありまして、これはなかなか1つに決められない状態になってしまい、結果的には挙手による方法をとりました、その結果、伝通院が多数だったということで選ばれました。

その2地区、東、西というのが決まった時点で、もう一つをどこから選ぶかということで、この2つの地区が比較的大きな通りに沿った地区であることから、低層住宅地が

重要という意見もありまして、低層住宅地がある地区、かなり狭い通りに面した地区がふさわしいのではないかということで、4番と5番での「根津神社周辺」と「根津の下町情緒が色濃く残る住宅地」、それと、8番の「よみせ通り沿道」が候補に挙がりました。これもこの3つの中でどれにするかがなかなか選ぶことができず、ここでも挙手によりまして5番の「根津の下町情緒が色濃く残る住宅地」が多数で選ばれたという経緯です。

団子坂地区についての選ばれた理由は、建てかえが起こり始めていて景観が変わっていく地区であるというのがポイントです。次に伝通院については、町自体が低層から高層の建物があって、今後の景観形成について検討ができることがその理由として挙げられております。そしてもう一つ、最後の根津の地区は、先ほど言いましたように、低層住宅がある地区で、かなり有名な地区ですから文京区にふさわしいということで選ばれたという経緯です。

おおよそざっとそういうことです。

○岸田会長 ありがとうございます。これについて、いかがでしょうか。松下委員、どうぞ。

○松下委員 質問があるんですけども、まず1つは、根津と千駄木というのは皆さんもご存じのようにまちづくりの計画ができていてところで、そういう意味では既にワークショップをされたりとか、いろいろなかたまりというか、先ほど言っている地域力みたいなものは何かあるのかなというところと、この伝通院のように全くまだそういうところではないところと、それはどういう角度から選んだほうがいいのかというのが、まちづくり基本計画とのつながりがあったほうがいいのか、どうなのかという点と、あとこの計画的な位置づけのところの、横棒とマルの違いを簡単に教えていただきたいことと、選定指数が基本的にあまり関係ないような気がしたんですけども、この選定指数はどのように受けとめたらいいのかという、そこだけすみません、決めるに当たって。

○岸田会長 清水先生、いかがでしょうか。

○清水委員 まず第1点目の今までの経緯ですね、伝通院はなかったけれど。これは個人的には、今までの活動があったところのほうがスムーズに行くのではないのかなという気はしています。急にゼロからスタートするわけですから、かなりこれからが非常に、ほんとうに大丈夫かなというのはちょっと思うところです。

次に、選定指標ですか。

○**松下委員** 計画的位置づけです。

○**清水委員** 計画的位置づけというのは、事務局のほうがいいのかもしれないですけども。

○**中村幹事** 私のほうからちょっと。これは、都市マスタープランの中の拠点とか、あるいはその拠点の中の、具体的に先ほど松下委員がおっしゃったように、町場に入っていく基本計画を策定しているといったところについて、あるものにマルをつけています。そのマルを坂とか緑といった景観特性が該当するものにつけておいて、これは12のほかに結構たくさんあったんですけども、絞った最終的な項目としては一番右側にありますような「意識・関心」というところで、これは大切だということで、この取り組み、または活動といずれかにマルがついたものは12地区として残ったということでございます。

○**松下委員** ありがとうございます。

○**清水委員** あと、数のことを言われていましたね。マルの数については、多ければいいというものではないと思います。こういう特性があるというだけですから、その参考程度だと思います。

○**松下委員** ありがとうございます。

○**岸田会長** どうぞ。

○**萬立委員** 事務局のほうの質問になるかと思うんですけども、重点地区が設定されますと、今後の高さ制限がしかれてくることとは、議会答弁では基本的にはリンクしませんよと言われていたんですが、重点地区ができて民意も高まって、こういう町にしようということで突出した建物はなくしていきましょうというようなことも当然その中の一つとして出てくるんですが、高さ制限がしかれちゃうとそれとの関係で、そうは言っただって制限値がここまであるんだからいいだろうという話にもなりかねないと思うんですが、この重点地区の位置づけは、今後の高さとの関係ではどういうふうに考えていったらいいんでしょうか。

○**岸田会長** はい、どうぞ。

○**中村幹事** 高さについては、都市計画法で決めていくということで、これは絶対守らなければならないもので、数値で示します。今この重点地区の中で決めていくのは、先ほど説明の中で申しましたとおり、具体的な数値によって規制するのではなくて、考え方とか文言とかで整理をしていくとなっています。

例えば、景観地区は同じように都市計画の手続きで定めていくということで、また意味合いが違うんですが、重点地区についてはそういった具体的な数値で規制するのではなくて、文言といったもので規制する考え方をしています。

ただし、高さについては、先ほど説明の中で何メートルにすることではなくて周囲に配慮するといったことを盛り込んでいくものでございます。

○小野委員 補足させていただきますが、基本的には絶対高さと重点地区は別物です。ただ、重点地区は今回、景観という視点で入り込んでいくわけですが、もしその話がだんだん盛り上がってきて一定の広がりの中で自分たちの町を景観も含め、ほかの部分についても、場合によっては高さも含めてこういう町にしようということで、もし地区計画的なところまえたどり着けることになれば、それはまた絶対高さに関係なく、高さも自分たちで設定することは可能になってきます。

○岸田会長 ありがとうございます。解釈としては、重点地区で活動が活発になって話がどんどん深まっていくと、場合によっては地区計画という別のフェースになり得るということですか。

○中村幹事 それはあり得ます。

○岸田会長 ということです。ほかにいかがでしょうか。岡村委員。

○岡村委員 簡単な質問です。4ページの全体の図にある、例えば千駄木地区の今回の①なんかは、随分エリアが小さく設定されておりますが、詳細の18ページのところを見ると、団子坂の両側が入っているんですが、ほかのエリアとの関係で見て、例えば須藤公園のあたりとか、その周辺をとらえての考えということでとりあえずいいのか、かなりエリアは意識されて道路のひと側分とかいうふうにお考えなのか、もしわかれば教えていただきたいと思えます。

○岸田会長 いかがでしょうか。

○中村幹事 ここは団子坂という坂道を、これは景観特性という位置づけでございますけれども、そういったことでこの団子坂の大まかな周辺と位置づけております。

ほかのところも、例えば伝通院なんかは伝通院と参道ということで、軸線ということ。それから、伝通院の周りに配置があります寺社といったものをある程度まとまりとしてイメージしております。

このエリアは絶対的なものではないんですが、そういった景観特性を基準にして、その一定のまとまりといったようなものでイメージしております。

○岸田会長 ありがとうございます。景観に關与する範圍での地域をとっているということだと思ひます。

どうぞ、名取委員。

○名取委員 僕もものすごく基本的なことなんです、今回この3つの地点から重点地区を1個絞ろうという考え方で今、みんなでお話をしていふと思ひんですけど、この1個を決めたところに今回おりてきますね。例えば、根津なら根津をやってくださいとおりていったときに、先ほどからずっと出ている地域の盛り上がりといふところで、選んだところの地元の人たちの反応といふのか、最初に3つ選んだところの地域がそれだけ、ある程度景観に対して考え方が盛り上がっているのかどうか、今回選んだ3つの指標の中には入っていらっしゃるんですか。

それとも、あくまでもこちらで決めて、初めてそこで重点地区になりましたよといふておりていって、町の人と一緒に考えていく方向でいくのか、どっちなのかなといふのをひとつ。

○岸田会長 課長さん、どうぞ。

○中村幹事 わいよいよやっているということではなくて、まず景観特性があるところにチェックしたということと、それから具体的に、例えばこれは主に清掃活動とかロードサポートをやっているところとか、あと根津・千駄木でいきますと、先ほど松下さんに言ったように、地元に入ってワークショップをやりながら基本計画をつくっていったということは実績としてありますので、地域の方々がまちづくり、美化活動でも構わないんですが、そういった何らかのもので動いている、あるといったものについて、意識または活動といふところにマルをつけているということ、そういったまちづくりを行うに当たって、その地区がある程度、まちづくりに対しての盛り上がりといふ要素といふか、要因を持っているところを選んできたということでございます。

○岸田会長 ありがとうございます。よくわかりました。

○松下委員 もしここで決まったとして、決まったものはまず一歩目にどのように地域の方に伝えるのか。先ほど、私の思いではなくて多分先生方から習った地域力という言葉を使わせていただいているんですけど、決まったものを投げて、だれがやるとかをどのように話し合っていくのかといふことがわからないと、今日決める責任といふか、決まってしまったらもう絶対決まってしまうのかとか、その辺も教えていただければ。

○岸田会長 課長さん、どうぞ。

○中村幹事 ここで決めいただいた後に、地元の説明会、それから説明会を行った後に地域の方々にワークショップをやりませんかとお声掛けをして、集まってきた方たちと一緒にこういった基本計画ができましたけれども、具体的に皆さんの町をもっと景観的によいものにするにはどうしましょうかといったことを積み重ねていくということです。

○岸田会長 ありがとうございます。いきなり全部押しつけるということではもちろんないということでございますね。どうぞ。

○松下委員 先生方に専門的なご意見として伺いたいんですけれども、例えば3つ決めて、皆さんのお声を聞きながら決めていくことは無理なんですか。1個に落とし込んで、1個のところはやってもらえるかどうかという、そこは大丈夫なのかなと勝手な心配なんです。3つは今、お隣で労力が大変なのはわかっているけれども、1つに決めちゃった後に全部の責任を肩に背負わせるみたいな、先ほど部長さんが、重点地区が大切なんですとおっしゃいましたね。そこから波及する、その元の元を決めるわけですね。その辺の、1票を入れる大切さというか、どのように……。

○岸田会長 お願いいたします。

○小野委員 非常に責任感を持って選んでいただけるのは大変ありがたいと思うんですが、そんなにがちがちにお考えいただかなくても大丈夫です。何が起こっても、責任は事務局である我々が全部持ちますから。それは区が全責任を持ちますので。

それで、おっしゃるとおり、実際入ってみないとわからないところはあります。大丈夫なところはどこもありません。まじめな話、ここは絶対大丈夫ですよというところは1つもありません。ただ、根津・千駄木なんかは、先ほどからお話が出ているように、これまでもワークショップ等をやってきている実績はあるということは事実としてあります。それをどう評価するのかという話はあるんですが、それがあから絶対大丈夫というところまでは、残念ながら言い切れない部分はあると。ただ、そういう下地はありますよということです。

それで、いくつか選ぶという、確かに第1候補、第2候補という選択肢はあるんですが、この重点地区については、事務局サイドとしてはもう本気で突っ込んでいかないと、生半可な気持ちで突っ込んでいってもどうにもならない状況です。これは景観にかかわらず、まちづくり全部がそうだと思うんですが、本気で区が地元へ入って行って、

どうですかと、やりませんかということで、それは決して区が強制するような話ではありませんので、あくまでも地域の方と意見交換しながら合意のもとに進めていくと。これはもう当然ですから、決して無理強いをすることはありません。

本気で突っ込んでいって、それで今、第2候補を決めるという選択肢もあるんですが、とりあえず1つ決めていただいて、本気でそこをやってみて、やった結果、仮にうまくいかなかった場合、どういう点でうまくいかなかったのかとまた報告して、その中でじゃあ第2候補をどうするかという議論のほうがいいのかなという気はします。

○岸田会長 ありがとうございます。どうぞ、高橋委員。

○高橋（豊）委員 高橋です。根津・千駄木ですけれども、まちづくりの協議会も立ち上がってやっているということですが、そういった面で非常にまちづくりの機運が高いと。私も実際に町に入ったことがありますのでわかっていますけれども、1点だけ、根津は非常に下町情緒が残っていて文京区らしいということで、候補地ではあったと思うんですが、ここは逆に地域危険度が高いと、いわゆる密集地域だということですが、そういった地域の解消の課題もまちづくりではあるという地域ですが、そこに重点地区とかぶせて町の方にやっていただくことについては、今、松下委員も言われていましたが、今後、逆に重荷になるようなことがないように、区として進めなくちゃいけないと思うんですが、その辺はどう考えられていますか。

○岸田会長 じゃあ中村委員から。

○中村幹事 確かに、この地域は路地がありますとか、木造住宅が密集しているということで、震災を含めて災害が課題の地域だと認識しております。ただ、今回、まちづくりについては、基本計画を策定したこともありますし、また今回の、例えば重点地区に選ばれた場合には、そこを景観という切り口で今後のまちづくりについて、地元の防災面を含めて意識発揚につながってくるのかなという期待もありますので、そういった面からいいのかなというイメージはあります。

○岸田会長 ありがとうございます。

もう少し議論したいところなんですが、主だった問題点は出たと思います。それからまた、時間ももう定刻を過ぎておりますので、そろそろ結論を出していきたいと思いません。

理想的には話し合いで1つに絞ればいいんですが、どういたしましょうか。まず、評価の視点ですが、先ほど部長さんに盛んにご説明していただいた区の熱意を受けとめ

られるような地元を選ぶことは必要だということがあるんですかね。その点では根津と千駄木というのは、伝通院よりも一歩進んでいて、特に根津のほうが取り組みが具体的ではっきりしているということがあるようです。

その上で、決め方について、どうですか。今まで発言されていなかった佐伯先生、いかがですか。

○佐伯委員 やり方について。

○岸田会長 やり方について、あるいはもうこれでいいんじゃないかという……。

○佐伯委員 今までの議論の中で、僕が気になっていたのは、根津のところは密集地で高橋部長が言われたようなあたりを踏まえて、ここで重点地区としてやるということであるならば、それは私はひとついいことだなという思いで、じゃあやっていただきたいというような。あの意見がないとちょっと不安だなと実は思っておりました。それだけつけ加えておきます。

○岸田会長 ありがとうございます。今のは根津への応援演説と考えてよろしいんですか。

○佐伯委員 なっちゃったね。

○岸田会長 そういうご意見も出ました。ほかに何か応援なり、また逆の演説でもいいんですが、ご意見があれば。土田委員、どうぞ。

○土田委員 先ほどご説明いただいた骨子の中の重点地区の位置づけというのが、景観形成重点地区の基準という項目で出てきていて、地区指定そのものに対する基本方針がないので、地元の方に区の思いを告げられるにしても、あなたは何になったんですよというところが、失礼な言い方をすると上から目線で、お宅のところはきめ細かい基準を設けるよ、決めたよというふうに見えなくもないので、それは少し言い方を工夫していただいて、前半の区民との協働という大きな視点でいくと、区がきめ細かな基準を誘導するというよりは、一緒に考えていきたいという趣旨のところでは投げかけをしていただいて、それにふさわしいところとして地元の機運がきちんとあるところのほうが、結果的にはモクミツも視野に入っているもいいプロセスになるんじゃないかなと思いました。

○岸田会長 ありがとうございます。貴重なご意見ですね。どうぞ。

○萬立委員 現在の条例を見ると、景観形成地区を指定するときはあらかじめ該当地区の区民等の意見を聞くものとなっているんですが、これには触れないんですか。

○岸田会長 どうぞ。

○**小野委員** 今、条例をつくって景観計画でやっているんですが、これは区の独自のものということになりますね。それで今回、この景観計画は法に基づいた形でやっていくということで、今度は新たに条例をつくり直して法に基づく条例という位置づけになってきます。

やる中身は、景観形成地区と言っているのは、景観法で言えば景観地区なんですね。名前が変わりますけれども、やることは基本的に同じです。先ほど、地域が知らないうちに決められるのはどうなのというお話がありましたけれども、もしここで重点地区が決まれば、景観計画を最終的に固める前に地元に入ってやり取りします。ワークショップ的なことでやり取りをして、それでこちらの一方的な思いから言えば、具体的に先ほどから言っているように重点地区で具体的にどんなことをやりましょうかということまである程度固めて、固まったものをこの景観計画の中に書き込んでまとめていくということですので、そこはきっちり整合をとる形で、今、考えているということです。

○**岸田会長** ありがとうございます。では、藤原委員で最後に。

○**藤原委員** 今のお話に質問なんですが、重点地区というのは景観法上の景観地区になるわけですか。

○**岸田会長** どうぞ。

○**小野委員** その可能性はありますけれども、直ちにイコールにはならないということです。先ほど言ったように、重点地区に入って話がそれなりに盛り上がって、ある意味地区計画がかけられるレベルまで行けば、それは景観地区ということで法的な位置づけをすることは可能だと。ただ、そこまで行かない手前のところでのルールづくりも十分あり得ますので、そのときは景観地区にはならないと。

○**藤原委員** ということは、まだ景観地区になる可能性もあるということですね。

○**小野委員** 可能性ですね。

○**岸田会長** ありがとうございます。

それでは、もう結論を出したいんですが、挙手という提案がありました。そういう形で決めさせていただいてよろしいですか。

じゃあ、3つの地区それぞれ、そこがいいと思われる方は挙手をお願いいたします。この表の順序で、3番からいきたいと思います。「伝通院と参道周辺」を重点地区にしたいという方はいらっしゃいますか。

(賛成者挙手)

○岸田会長 お1人ですね。

それでは次に、「根津の下町情緒が色濃く残る住宅地」ですね。

(賛成者挙手)

○岸田会長 じゃあ残りの方は全員ということですね。あ、千駄木がお1人ですね。

今日は何人でしたっけ。

○中村幹事 1名欠席で19名でございます。

○岸田会長 というと、17名でございますね。

一応、異論はあったんですが、圧倒的な多数で根津という結論にさせていただきたい
と思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○岸田会長 じゃあ無事に決まりましたので、本日の審議はこれで終了とさせていただきます。

はい、どうぞ。

○松下委員 今日はもう時間がないので次回以降でいいんですけども、幾つか提案を
させていただきたいんですが、今回、賞の創造賞がいろいろな事情でなくなったこと
に対して、改めて皆さんでもう1回、決まりというんでしょうか、例えば応募する方にと
っても今後、どういったことがよくてということも含めて、何かこの委員会でお話しす
る必要があるのかなというのが1点です。

それと、今回、根津になったんですけども、例えば根津の路地に対しても、路地だ
からというのではないかもしれないんですが、路地の消防法も含めたこれからの考え
方を景観とどのように考えていくのかということとかを、次回以降、話し合う機会があ
ってもいいかなというのが1点です。

それから、時間がなくなったので簡単に言うんですけども、例えば文京区の坂道と
かで名前がついていない坂が幾つかあると先日教えていただいて、そういったことに関
して名前をつけたらいいんじゃないかというお声があって、また、アカデミーの理事の
方がそういったことをおっしゃっていたことも含めて、景観ではないのかもしれないん
ですが、次回以降考えていただきたいなど。

あと、お声としては坂道のことと、文京区に点在している井戸のことですね。そうい
ったお声があったので、景観の枠組みがどこまで話し合っているのかも含め、次回以降、
もし話す機会があったら話していただきたいなどという、これは希望というか。

○岸田会長 ありがとうございます。

それでは、長時間にわたりお疲れ様でした。ありがとうございます。今日はおしまいにしたいと思います。

そうだ、連絡事項ですね。ごめんなさい。

○中村幹事 この景観計画の骨子につきましては、あさってから5地区における説明会の開催を予定してございます。事務局といたしましては、今日お示しいたしました骨子について、この形で説明会を行いたいと思っています。

それで、先ほど指摘がありましたものにつきましては、次回の区の町内の検討連絡会とか検討委員会のほうに検討した結果を上げまして、そこで検討し、それでまたこの景観審議会にかけたいと思っております。

ですから、説明会につきましては、今日の資料で行いたいと思っております。

この景観審議会、次回につきましては、3月下旬の予定をしてございます。その景観審議会の中でこの骨子についてまとめることと考えてございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○岸田会長 ありがとうございます。

— 了 —